



あまぎ

2003

6

NO.247

広報

発行 ● 三崎町役場 愛媛県西宇和郡三崎町三崎692番地 ☎54-1111

編集 ● 企画財政課 企画係

印刷 ● (株)豊予社



— しっかり押さえて、痛くしないでよ — 総合体育館前にて

5月19日(月)犬の登録と狂犬病予防注射が三崎地区で実施された。

近頃は大きささまざまで、犬の種類が大幅に増加し、外国産が目立つ。さながら犬の品評会の様子。会場では、注射を察知してか、早くも不安そうに足腰を震わす愛犬。飼い主にしっかり抱き締められ、獣医がそっと近付き、素早く注射する。愛犬と共に日々を過ごす飼い主も安堵する。

目次

新町長就任あいさつ	2
新議員さん紹介	3
平成15年度特別会計当初予算	4~5
保健だより	8~9
年金だより	10
分署職員紹介	12
三崎高校だより	13
社教だより	1~5

新町長就任

就任のごあいさつ



宮本征士 町長

風薫る初夏が訪れ、町民の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の町長選挙におきまして、初当選の榮に浴することができました。これもひとえに皆様方の温かいご厚情とご支援のたまものと、心より厚くお礼申し上げます。
三崎町にとりましては、市町村合併が間近かに迫った最重要な問題であります。

三町合併後、三崎の将来像をどのようにするか、産業基盤整備・少子高齢化社会への対応・教育文化づくり・住環境づくり等、町民の皆様方と

共に情熱をもって「新しい町づくり」の実現に全力を傾注してまいります。皆様方の温かいご理解と、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。併せてご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

第一回町議会臨時会

平成十五年五月十三日開会

- ◎議長 の 選挙
阿部吉馬氏を議長に選出
- ◎副議長 の 選挙
垣内庄八郎氏を副議長に選出
- ◎議席 の 指定
- ◎議案第二十二号
三崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎常任委員の選出
(別表のとおり)

常任委員会名簿 (平成15年5月13日現在)

委員会名	総務文教厚生 常任委員会	産業建設 常任委員会
委員長	宮本 萬直	田村 祐一
副委員長	小林 絹久	清家 慎太郎
委員	中村 敏助 高川 岸本 川松 下均	和郎 馬彌 明八 吉一 村内 部川 中垣 阿西

五月十三日に開会された、改選後初の臨時議会において、新しい



垣内庄八郎 副議長



阿部吉馬 議長

議長に阿部氏就任
副議長は垣内氏

議長・副議長
就任のごあいさつ

新緑のさわやかな風薫る好季節、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私も、このたび五月十三日の平成十五年第一回三崎町議会臨時会において、議長・副議長に就任いたしました。もとより微力ではありますが、町の発展と町民の皆様の負託に応えるべく全力を尽くしたいと存じます。

さて、皆様もご承知のとおり本町におきましても過疎化や高齢化が進むなか、町村合併という大問題を抱え大変厳しいのがございます。

しかしながら、私達は常に明るく、活力ある豊かで住みよい町づくりを念頭におき、一步一步前向きに取り組んでいかなければならないと考えています。

私ども議会は山積する課題が数多く存在している中、町当局とそれぞれの立場を尊重、常に将来を的確に予測し、本町の躍進発展に全力を傾注いたしたいと存じます。

町民の皆様には、今後とも一層のご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

議長に阿部吉馬氏(串)、副議長に垣内庄八郎氏(名取)が選出されました。

町政発展のためにご活躍を

新議員さんを紹介します

4月27日に投票が行われた、三崎町議会議員選挙で12名の議員さんが決まりましたのでご紹介いたします。順序は、当選回数順です。＝敬称略＝

住 所 三崎1163
職 業 商業
生年月日 昭和17年1月6日
当選回数 4



田村 祐一

住 所 松183
職 業 農業
生年月日 昭和20年4月24日
当選回数 7



西川 一 彌

住 所 正野434
職 業 農業
生年月日 昭和23年11月17日
当選回数 8



松 下 均

住 所 串129
職 業 漁業
生年月日 昭和29年1月15日
当選回数 3



阿 部 吉 馬

住 所 松193
職 業 農業
生年月日 昭和22年10月31日
当選回数 3



高 岸 助 利

住 所 正野713
職 業 自営業
生年月日 昭和21年3月3日
当選回数 3



川 本 誠

住 所 三崎197411
職 業 農業
生年月日 昭和19年4月3日
当選回数 1



宮 本 萬 直

住 所 名取238
職 業 農業
生年月日 昭和18年4月12日
当選回数 1



垣 内 庄 八 郎

住 所 三崎156511
職 業 会社員
生年月日 昭和32年5月10日
当選回数 2



中 村 敏 彦

住 所 三崎1157
職 業 自営業
生年月日 昭和42年12月14日
当選回数 1



清 家 慎 太 郎

住 所 名取250
職 業 建設業
生年月日 昭和28年7月30日
当選回数 1



小 林 絹 久

住 所 三崎1808
職 業 漁業
生年月日 昭和25年2月20日
当選回数 1



中 村 明 和

平成15年度特別会計当初予算

国民健康保険

事業勘定

(単位千円)

歳 入			歳 出		
科目	金額	科目の説明	科目	金額	科目の説明
国民健康保険税	205,668	医療費の支払いに当てるため納める税	総務費	26,154	国保の運営費用
使用料及び手数料	2	証明などの手数料	保険給付費	349,249	一般、退職者、医療費
国庫支出金	265,773	医療費の支払い、診療所の運営に当てる国の負担、補助金	老人保健拠出金	196,964	老人保健医療費
療養給付費等交付金	52,594	退職者医療の支払いに当てる交付金	介護納付金	21,546	40才～65才国保加入者の介護給付費の納付金
県支出金	3,409	高額の医療費（月70万円以上）に対し一定割合で交付	共同事業拠出金	13,641	高額医療費共同事業拠出金
共同事業交付金	6,821		保健事業費	910	健康保持事業
財産収入	40	預金利子	基金積立金	40	預金利子の積立
繰入金	49,954	国保の運営費用、医療費支払いに当てるための一般会計からの繰入金	公債費	500	一時借入金利子
繰越金	42,169	前年度からの繰越金	請支出金	12,487	主なものは国庫支出金の診療所への繰出金
諸収入	61	主なものは交通事故の第三者納付金	予備費	5,000	
歳入合計	626,491		歳出合計	626,491	

施設勘定

(二名津診療所)

(単位千円)

歳 入		歳 出	
科目	金額	科目	金額
診療収入	84,212	総務費	68,201
使用料及び手数料	350	医療費	44,847
繰入金	19,421	公債費	13,835
諸収入	210	前年度繰上充用金	728,852
翌年度繰上充用金	753,542	予備費	2,000
合計	857,735	合計	857,735

(串診療所)

(単位千円)

歳 入		歳 出	
科目	金額	科目	金額
診療収入	105,973	総務費	66,938
使用料及び手数料	512	医療費	57,636
繰入金	8,413	公債費	5,849
諸収入	310	前年度繰上充用金	147,478
翌年度繰上充用金	164,693	予備費	2,000
合計	279,901	合計	279,901



土地取得特別会計

(単位千円)

歳 入		歳 出	
科目	金額	科目	金額
利子及び配当金	32	基金積立金	33
繰越金	1		
合計	33	合計	33

住宅新築資金等貸付事業特別会計

(単位千円)

歳 入		歳 出	
科目	金額	科目	金額
繰越金	40	社会福祉事業費	50
貸付金元利収入	215	元金	160
		利子	45
合計	255	合計	255

平成15年度老人保健特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
支払基金交付金	533,217	医療諸費	827,467
国庫支出金	196,166	諸支出金	2
県支出金	49,041		
繰入金	49,043		
繰越金	1		
諸収入	1		
合 計	827,469	合 計	827,469



介護保険特別会計

事業勘定

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	金 額	科 目 の 説 明	科 目	金 額	科 目 の 説 明
保険料	45,959	65歳以上の介護保険料	総務費	19,316	介護保険の運用費用
使用料及び手数料	1		保険給付費	310,920	在宅、施設、高額
国庫支出金	87,197	保険給付費等に係る国の負担金、補助金	財産安定化基金拠出金	304	財政安定化のための拠出金
支払基金交付金	99,494	40歳～65歳未満の介護保険料	基金積立金	1	積立金
県支出金	39,120	保険給付費に係る県の負担金	諸支出金	7,551	サービス勘定への繰出金等
財産収入	2	利息	予備費	500	
繰入金	66,013	保険給付費に係る町の負担金及び人件費など事務費の町負担金			
繰越金	500	前年度からの繰越金			
諸収入	306	高額介護サービス貸付による元利収入等			
合 計	338,592		合 計	338,592	

サービス勘定

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	金 額	科 目 の 説 明	科 目	金 額	科 目 の 説 明
サービス収入	55,180	ヘルパー、デイサービス利用収入	サービス事業費	62,379	ヘルパー、デイサービス事業委託料
繰入金	7,198	事業勘定からの繰入金			
諸収入	1				
合 計	62,379		合 計	62,379	

水道事業会計

収益的収支

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	79,081	営業費用	116,743
営業外収益	60,396	営業外費用	22,945
特別利益	1	特別損失	1
		予備費	1,000
合 計	139,478	合 計	140,689

資本的収支

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
他会計補助金	9,800	建設改良費	100
		企業債償還金	19,619
合 計	9,800	合 計	19,719

「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9,919千円は過年度分損益勘定留保資金9,919千円で補填します。」

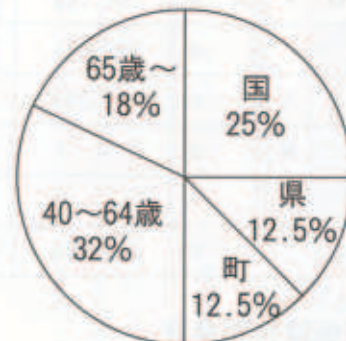
介護保険料を納めましょう!

介護保険制度の財源について

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上の全ての方に、保険料を納めていただくことになっております。

まず、介護サービスを提供するために必要な経費がどれくらいかかるかを予測し、その経費を保険料と公費で半分ずつまかします。そのうち、保険料として、65歳以上の方（第1号被保険者）の負担が全体の18%、40～64歳の方（第2号被保険者）の負担が32%となっています。

介護保険財源の負担割合



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料について

次の計算式で保険料の基準額が決まります。基準額は町によってちがいます。

$$\boxed{\text{町に必要な介護サービスの総量}} \times \boxed{\text{65歳以上の人の負担 18\%}} \div \boxed{\text{町の65歳以上の人口}} = \boxed{\text{町の介護保険料の基準額}}$$

三崎町の基準額は、年額 28,800円(月額 2,400円)です。

この基準額をもとに、さらに一人ひとりの負担が重くならないよう、所得に応じて5つの段階にわかれます。

保険料段階	対象者	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	14,400円 (月額1,200円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.75	21,600円 (月額1,800円)
第3段階	・本人は住民税が非課税だが、世帯の誰かが住民税課税の方	基準額	28,800円 (月額2,400円)
第4段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	基準額×1.25	36,000円 (月額3,000円)
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の方	基準額×1.5	43,200円 (月額3,600円)

※ 平成15年度の制度改正により、第4段階と第5段階の境界額が250万円から200万円になりました。

保険料額は、年金の額に応じて決まるわけではなく、給料や事業による所得などの全ての収入をもとに決められます。

保険料の納め方について 老齢（退職）年金の受給額等に応じて、次のようになります。

◎年金からの天引き（特別徴収）

→ 老齢・退職年金が、年額18万円（月額1万5千円）以上の方
2ヶ月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払ごとに、2か月分の保険料をあらかじめ天引きさせていただきます。

※ 老齢福祉年金、障害年金、遺族年金は天引きの対象とはなりません。

◎口座振替・納付書による納付（普通徴収）

→ 老齢（退職）年金が、年額18万円（月額1万5千円）未満の方
年間の保険料額の合計を、7月から翌年2月までの8期に分けて納めていただきます。

※ 年度の途中で65歳になられた方や転入された方も、翌年の9月までは普通徴収となります。

※ 年金の現況届けの出し忘れなどによって、一時的に年金が差止められた場合にも、翌年の9月までは普通徴収となります。

※ 保険料の年額は5つの段階となっておりますが、保険料のかかり始める月や口座振替を始める時期は個人で違ってきますので、1回に納めて頂く金額も人によって異なる場合があります。

保険料を滞納すると…

1年以上滞納すると、サービスを利用した時に、かかった費用の全額をいったん負担して頂くことになったり、給付の全部または一部が差止められたりすることがあります。

また、2年以上滞納すると、サービスを利用するとき、利用者負担の割合が1割から3割に引き上げられるなどの給付制限を受けることになります。ご注意ください。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料について

◎職場の健康保険などの加入者の保険料

保険料の額は、給料の額に応じて決められ、給料から天引きの形で納めていただきます。

◎国民健康保険加入者の保険料

保険料の額は、世帯内の40～64歳の加入者の所得や人数などで決められ、医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税として、世帯主に納めていただきます。

※ 国保料に上乗せされている介護保険料は、その年度のうち、65歳未満である月の保険料の合計を徴収期数に分けて納めていただくため、重複して納めることはありません。

介護保険料の納入にご協力下さい。よろしくお願ひします！

お問い合わせは…

三崎町役場 保健福祉課 介護保険係

三崎町三崎692番地 電話54-1111 FAX 54-1988

保健だより

お問い合わせ、申し込みは (内線123)
保健福祉課 保健衛生係まで ☎54-1111

精神保健ボランティア養成講座 受講生募集中

精神障害者が地域で共に生きていくため、地域の理解者・応援者をつくるため、毎年精神保健ボランティア養成講座を行っています。少しでも、関心をもたれたあなた、ご連絡下さい。

平成15年度 精神保健ボランティア養成講座 日程表 (案)

ボランティア募集中

みさき家族会では社会復帰と地域での共生を目指して、作業デイケアを行っています。

とき：毎週木曜日、9時～15時
ところ：町民会館
内容：清見の袋のばし・かご作り
空き缶リサイクルなど

一緒に作業を手伝ってくれる方、昼食作りを手伝ってくれる方を募集しています。

～作業デイケア風景～



清見の袋のばし

月日	時間	場所	内容	備考
7 / 15 (火)	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	開講式・オリエンテーション・講義	
8 / 26 (火)	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	映画会「150万人の訴え」・歴史講義・座談会	
9月未定	未定	未定	病院見学(Dr.の講義含?)	
10 / 10 (金)	未定	未定	こころのふれあい交流会	
10 / 28 (火)	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	座談会・映画会 病院見学・ふれ あい交流会を終 えて	
11 / 6 (木)	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	体験発表 (家族) 座談会	
12 / 2 ～ 12 / 5	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	講義 病気と障 害 (講義Dr) 青木先生	
1 / 8 (木)	13:30 ～ 15:30	地域生活 支援センター	講義「地域で生活 していく為に」	
2 / 2 (月)	13:30 ～ 15:30	八幡浜市 保健福祉総合 センター	閉講式 はまかせとの交 流会	

8 / 27 ～ 10 / 27	各自	中央保健所 くじら病院 双岩病院 王子共同作業所	ふれあい体験学 習(作業所・デ イケア)	
------------------------	----	-----------------------------------	----------------------------	--

こころの健康相談

平成 15 年度 日程



気分が沈みがち
夜眠れない
物忘れが目立つ
職場や学校での人間関係が
うまくいかない・・・等々

心あたりは、ありませんか？

本年度も専門医師による相談を下記の日程により行います。
お気軽にご相談下さい。・・・無料です。

※相談窓口は保健福祉課保健衛生係です。

☎54-1111 (代)

●八幡浜中央保健所でも、毎月第3・4金曜日に相談
窓口を設けています。

詳細はお問い合わせください。

八幡浜中央保健所(精神保健福祉係) ☎22-4111

実施日	実施時間	実施場所
4月25日(金)	午後1時 ～ 午後2時 (受付時間)	三崎町町民会館 2階
6月27日(金)		
8月22日(金)		
10月24日(金)		
12月12日(金)		
2月27日(金)		

ラジオ健康番組のご案内

「健康ワンポイント」放送中！

「健康ワンポイント」は、皆様の健康人生を、お手伝いする番組です。健康日本21の9分野を中心に健康づくりや病気予防に役立つ、時節に合ったタイムリーな情報を専門の先生からお伺いします。

- AM南海放送(周波数1116KHZ) 15:30～15:34、
- AM大分放送(周波数1098KHZ) 15:45～15:49、
- AM山口放送(周波数765KHZ) 16:20～16:24、全国38局ネット
- 番組名「健康ワンポイント」

(6月の放送予定)

※都合によりテーマ等を変更する場合がございます。

放送日(月～金)	放送テーマ	出演者
6月2日～6日	喫煙と慢性の肺の病気	東京都老人医療センター呼吸器科部長 ・木田 厚瑞
6月9日～13日	いびきと睡眠時無呼吸症候群	横浜呼吸器クリニック睡眠障害センター ・小野 容明
6月16日～20日	夏の食事と栄養管理	二葉栄養専門学校非常勤講師 ・金子ひろみ
6月23日～27日	水虫の予防と治療	順天堂大学医学部皮膚科講師 ・比留間 政太郎
6月30日～7月4日	熱中症とその対処法	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター助教授 ・大西 祥平

番組提供 (社) 国民健康保険中央会
マニユライフ生命保険 (株)



ご存じですか？ 免除制度。

長い人生の間には、経済的な理由などからどうしても保険料を納められないときがあります。だからといって保険料を「未納」のままにしておきますと、将来の年金が減額されたり、場合によっては受けられないこともあります。そのようなときのために、国民年金には「免除制度」という制度があります。「免除制度」には「申請免除」と「法定免除」があります。

免除申請される方は、平成15年7月末日までに印鑑持参のうえ、役場年金係で手続きされますようお知らせします。申請をしたからといって該当になるとはかぎりませんが、申請が認められますと平成15年7月分から平成16年6月までの1年間免除になります。手続きは代理の方でもかまいません。

★申請免除★

- 所得がないとき
- 地方税法上の障害者、または寡婦で年間所得が一定以下のとき
- その他保険料を納付することが困難で、天災、失業等の理由があるとき

☆所得が一定以下で、全額保険料を納付することが困難な人(保険料半額免除)【平成14年4月実施】

※ただし、学生納付特例が利用できる学生に対しては半額免除は適用されません。

※申請して承認を受けると、保険料が免除されます。

所得(収入-各種控除)による免除基準例) 夫婦、子供2人の場合



免除期間は、将来受ける老齢基礎年金などの受給資格期間の対象となります。



★法定免除★

- 生活保護法等による生活扶助を受けているとき
- 障害基礎年金、被用者年金の障害年金を受けているとき(1級、2級のみ)

※届け出れば、保険料が免除されます。

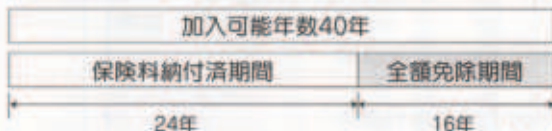
所得とは

収入から各種所得控除または必要経費を差し引いたものです。

給与所得 = 収入金額 - 給与所得控除
事業所得 = 収入金額 - 必要経費

免除申請をせずに保険料を納付しないとこんなことも!

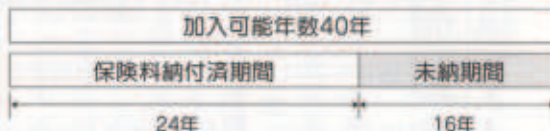
●免除申請をした場合



満額の老齢基礎年金額 × $\frac{24年+16年 \times 3}{40年}$

免除期間の年金額は通常に納付した場合の1/3(半額免除の場合は2/3)になります。

▲免除申請をせず、未納のままの場合



年金はもらえません。(受給資格期間<25年>を満たしていないため)

10年以内ならばさかのぼって納めること(追納)ができます。そうすることで受け取る年金額は通常に納付した場合と同じになります。ただし、免除された当時の保険料に一定の加算がつきます。

児童手当関係特集

児童手当もらっていますか？

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

・手当の対象者

小学校就学前の児童を養育している人が対象です。

・所得制限

前年（1月から5月までの支給分の手当について前々年）の所得が一定以上の場合には、児童手当は支給されません。

・特例給付

所得制限により児童手当が受けられないサラリーマン（厚生年金等に加入している人）の方については、前年（1月から5月までの支給分の手当については前々年）の所得が一定未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。そのため、厚生年金でなくなった時（仕事をやめた時）は必ず役場保健福祉課窓口へお知らせ下さい。もし、過払いが生じたときは、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

・手当月額

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

・手当の支払期日

6月期（2月～5月分）	：6月10日
10月期（6月～9月分）	：10月10日
2月期（10月～1月分）	：2月10日

支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部例外があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

・児童手当の手続き

出生、転出等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、役場保健福祉課窓口にて「児童手当認定請求書」の提出が必要です。支給開始は申請の翌月からです。ただし、支給開始月の特例として、転入または災害などのやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、前述の理由が終わった後15日以内に認定請求をすれば、転入等の日の属する月の翌月分から支給されます。

・その他

公務員関係の方は、加入されている組合へお問い合わせください。



特別児童扶養手当について知っていますか？

精神又は身体に障害を持っている児童に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

・手当の対象者

障害児の父もしくは母がその障害児を監護するとき、その父もしくは母、又は父母以外の者が障害児を養育するときは、その養育者が対象です。

・手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活においていつも介護を必要としている二十歳未満の児童。ただし、施設等に入所している児童は除きます。

・所得制限

前年分の本人及び配偶者、扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給が停止されます。

・手当月額

対象児童一人につき	
一級	51,100円
二級	34,030円

・手当の支払期日

4月期（12月～3月分）	：4月11日
8月期（4月～7月分）	：8月11日
12月期（8月～11月分）	：12月11日

・支給手続

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、保健福祉課窓口へ必要書類を添えて申請し、愛媛県知事の認定を受けなければなりません。

児童扶養手当について知っていますか？

父と生計が同じでない児童が養育している家庭の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

・手当の対象者

父と生計が同じでない児童を監護している母又は母以外の者が児童を養育している養育者が対象です。

母・・・日本国内に住所があり、公的年金の給付の資格がない人。

養育者・・・上記に加えて、児童と同居、監護し、その生計を維持している人。

・手当の対象となる児童

十八歳になって最初の3月31日になっておらず、下記のいずれかに該当する児童。

1. 父母が離婚した
2. 父が死亡した
3. 父が生死不明である
4. 父が障害の状態にある
5. 父が引き続き一年以上遺棄している
6. 父が法令により一年以上拘禁されている
7. 母が婚姻によらないで懐胎した
8. 7に該当するかどうか明らかでない

・所得制限

手当を請求する人と、その人と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の前年分の所得が一定以上の人は手当が全額又は一部の支給が停止されます。

・手当月額

全部支給	42,370円
一部支給	42,360円から10,000円
（児童が1人の場合）	
児童が2人の場合	5,000円加算
以下児童が1人ごとに	3,000円加算

・手当の支払期日

4月期（12月～3月分）	：4月11日
8月期（4月～7月分）	：8月11日
12月期（8月～11月分）	：12月11日

・支給手続

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、役場保健福祉課窓口へ必要書類を添えて申請し、愛媛県知事の認定を受けなければなりません。

これらのことについて詳しくお知りになりたい方は、
役場保健福祉課福祉係 ☎54-1111までお問い合わせください。

分署職員紹介

●第一分署分署長 久保田 賢治
前任地



消防本部予防課
住所 八幡浜市日土町
趣味 芸術鑑賞

日頃は何かと消防行政に格別の御理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。
青き「空と海」の下で多くの町民の皆様と接し、心のかよった防災の輪を推進し、災害に強い町づくりと住民に信頼される第一分署を目指し、消防団と一致団結してより積極的に取り組んでいく所存です。宜しくお願いします。

●第一分署第1分隊分隊長 清家 松春
前任地



消防署第二分署
住所 伊方町仁田之浜
趣味 ドライブ、福祉

四月一日付で第一分署に着任致しました。十九年前の第一分署発足時に半年間勤務させて頂いた経験が有り本当に懐かしさを感じます。
地域住民の皆様との出逢いを大切に、安寧秩序を確保した町づくりを目標に防人として懸命に励んで生きたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

●第一分署第2分隊分隊長 新 孝仁
前任地



消防署第三分署
住所 八幡浜市五反田
趣味 映画鑑賞

四月一日付で第一分署に着任致しました。第一分署での勤務は初めてですが、空気が美味しく自然に恵まれた環境の下で仕事出来ることを大変うれしく思います。災害のない町づくりを目指して頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

●第一分署第2分隊消防士 平尾 信孝
前任地



消防署第二分署
住所 三崎町二名津
趣味 釣り

四月一日付で第一分署に着任致しました。二年間、第二分署で数多くの事を学び、自分なりに成長したと思います。久しぶりに地元で勤務できる事をうれしく思うと同時に、第二分署で学んだ事を最大限に生かし、一生懸命頑張りますのでどうぞ宜しくお願い致します。

愛媛運輸支局庁舎統合のご案内

海岸通庁舎を閉鎖し本庁舎に統合

このたび、愛媛運輸支局の海岸通庁舎で行っていましたが業務を庁舎統合により、本庁舎（松山市森松町）で行うこととしましたので、お知らせします
電話番号も変わります

1. 統合先

〒791-1113 松山市森松町1070番地

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ●総務企画課 TEL089-956-9957 | ●海 事 課 TEL089-956-9951 |
| ●船舶検査官 TEL089-956-9952 | ●船舶測度官 TEL089-956-9953 |
| ●船員労務官 TEL089-956-9954 | ●外国船舶監督官 TEL089-956-9955 |

2. 業務開始

平成15年6月30日（月）

統合（平成15年6月27日まで）のお問い合わせは

愛媛運輸支局海岸通庁舎

松山市海岸通2426-4 TEL089-951-0145

三崎高校だより

* 平成十五年 入学式 *

四月九日に、平成十五年入学式が行われ、新たに六一名が加わりました。勉学に、部活動に、友人づくりにと期待に胸をふくらませた新入生は、春の訪れとともに三崎高校に新鮮な風を吹き込んでくれています。

阿蘇青年の家での集団宿泊研修(五月十四日〜十六日)、体育祭といった行事も間近に迫っています。ご家庭、地域でも学校での様子や、勉強のこ



などを話題に、語り合っていたきたいと思います。

* PTA総会開催 *

五月八日に、今年度初めての授業参観、PTA総会が開催されました。多数のご参加をいただき、以下の通り新役員ならびに今年度の主な行事が決定いたしました。

・新役員:

- | | |
|-------|-------|
| 会長 | 阿部 勇二 |
| 副会長 | 山本 忠男 |
| | 谷口 典博 |
| | 木戸 吉秀 |
| | 貫榮 福也 |
| 阿部 一孝 | |
| 小林 絹久 | |

・行事予定:

- 六月十五日 体育祭
 - 七月 地区会
 - 十月 PTA参観・保護者懇談会
 - 十一月 生徒・PTA合同草刈り文化祭(ハザー・展示)
- *今年度も多数のご参加をよろしく
お願いいたします。



授業風景(11R)

* 県総体南予地区予選報告 *

四月二十六・二十七日に各会場で愛媛県総合体育大会南予地区予選が行われました。試合結果は次のとおりです。

◆ バレーボール男子

- 第一試合 2-0 野村
- 代表決定戦 0-2 八幡浜
- 敗者復活戦 2-0 宇和島南

◆ バレーボール女子

- 第一試合 0-2 南宇和
- 敗者復活戦 1-2 川之石

◆ 卓球男子 団体

- 第一試合 3-0 大洲農業
- 第二試合 3-2 宇和
- 第三試合 0-3 八幡浜

- 個人シングルス 大野(ベスト8)
- 個人ダブルス 大野・宮脇(ベスト8)
- ◆ 卓球女子 団体
- 第一試合 3-0 大洲農業
- 準々決勝 1-3 八幡浜
- 個人シングルス 梶原(ベスト16)
- 個人ダブルス 梶原・阿部(第3位)

◆ ソフトテニス 団体

- 第一試合 1-2 川之石
- 敗者復活戦 1-2 宇和
- ◆ サッカー
- 予選第一戦 3-0 帝京第五
- 代表決定戦 0-9 大洲

どの部も、これまでの練習の成果と、熱い思いをぶつけて闘いました。県総合体育大会には、

バレーボール(男子9名)

卓球(男7名 女7名)

テニス(男5名 女4名)

軟式野球(男17名)

が出場します。惜しくも出場ならなかった部は、すでに次の大会をめざして練習に励んでいます。県大会は五月三十日に県総合運動公園で開催します。ひきつづき、ご声援よろしくおねがいします。

おめでとうございます
高浦 田中義一氏（元三崎町議会議長）に
栄えある勲五等瑞宝章

平成十五年五月六日、愛媛県庁において平成十五年春の叙勲伝達式があり、田中義一氏が勲五等瑞宝章を愛媛県知事より伝達されました。

この章は、地方自治の伸展に多大な貢献をされた方に授与されるもので、田中義一氏は、三崎町議会議員六期二十四年の永きにわたり在職され、その間、三崎町議会議長、監査委員の要職を歴任されました。また、民生児童委員一期三年、農業委員二期六年と地域に根ざした活動に尽力され、その功績により叙勲の栄に浴されたものです。

伝達を受けられた田中さんは、「栄えある叙勲を受け、うれしい限りです。」と受章の喜びを感慨深げに話されました。ここからお祝い申し上げます。



田中義一氏



勲記と勲章(左端)

(自)	昭和50年4月30日	(至)	平成11年4月29日	三崎町議会議員
	昭和56年5月8日		昭和58年4月29日	三崎町議会副議長
	昭和60年5月10日		昭和62年4月29日	三崎町議会議長
	平成5年6月22日		平成11年4月29日	三崎町監査委員
	昭和49年12月1日		昭和52年11月30日	民生児童委員
	昭和57年6月24日		昭和63年5月19日	三崎町農業委員会委員

町の話題

世代を越えた交流で、
地域の活性化を

二名津郷土芸能振興会に5月15日、(株)伊予銀行が地域における生活文化活動全般について、その活動経費等に対する助成を行い、地域文化の発展・向上に寄与することを狙いとする「地域文化活動助成制度」による助成金が贈呈された。

町内の受賞団体は、今までに三崎青年団、はまゆう合唱団、佐田岬裂織り保存会が受賞しており、今回の受賞は、二名津地区での秋祭りや、春祭り、お盆行事を始めとする郷土芸能の保存や伝承活動に対して、会長の村市 忠氏が、その活動内容を贈呈式(会場：伊予銀行 八幡浜支店)で発表しました。

例年の10月8・9日の秋祭りでは、四ツ太鼓と牛鬼の練り、唐獅子、ちびっ子相撲大会で祭りを盛り上げ、又、2月の10・11日の春祭りでは、天明元年の大火事を機に始められたと言う、御伊勢踊りで豊作と無火災を祈願しています。

村市氏は、地区で唯一の若者の交流の場を子供からお年寄りまで世代を越えた交流として、少しでも長くこの活動を続け、地域の活性化に繋がるようにと、抱負を語っています。

今後の末長い活動を期待します。



伊予銀行 助成金贈呈式
一開式
一当行代表挨拶
一助成
一開式
一昼食
一懇話会
一閉会
以上

「地域文化活動助成制度」について

伊予銀行は、創立50周年を節目に地域文化活動助成金制度を設立、積極的に社会貢献を果たしていくため地域における生活文化活動全般についてその活動経費等に対して助成を行い、地域文化の発展・向上に寄与することを狙いとしています。

今回の募集は、6月～7月末まで。問い合わせは伊予銀行三崎支店へ



佐田岬メロデイ市&ふれあいまつり開催

ーゴールデンウィークに
三崎のうまいもん食わしちやらいー

5月3日(土)、国道九四フェリー三崎港横広場にて三崎町農林水産物加工利用推進協議会及び三崎町商工会との共催(その他、応援団体14)で、佐田岬メロデイ市&ふれあいまつりが盛會に催された。11張りのテントを広場に丸く輪を描くように陣取り、町内外からの観光客で終日、賑わいました。行楽シーズンの最盛期とあつて、三崎港前の県道は佐田岬灯台方面からの往復車輛やフェリーの乗・下船客で年間最大の入込みで大にぎわい。出動した町交通指導員も汗だくで交通整理におおわらわでした。特産品マーケットでは特産の日本一の清見タンゴールや豊予海峡のお宝サザエ、ハマチ、伊勢エビや炊き込み弁当、コンニャク、清見ジュース等を、又、実演販売コーナーでは伊勢エビのみそ汁、サザエの壺焼き、じゃこ天、焼き車エビ・トウモロコシ等を声を暖らしての宣伝と販売に精を出す暑い一日でした。特に姉妹都市の佐賀関町からの友情出店、三崎高校の生徒さんや各種応援団体の協力、本当にご苦労さまでした。



行楽客に清見タンゴールの試食を勧める三崎高校生



お弁当等の販売に精を出す
婦人たち



広場の椅子に腰掛けて、三崎の味に堪能する行楽客

春の全国交通安全運動

ー交通茶屋にてー

5月11日～5月20日までの間、春の全国交通安全運動が全国一斉に展開された。三崎町では、5月12日(月)午後2時から国道197号線の三崎高校前で、交通安全茶屋が設置された。

交通安全を願って、町交通安全協会(会長 山本久光氏)では、三崎駐在所正岡巡査長、交通安全母の会、ともしび母親クラブ、たちばな女性塾、ヒマワリの会、三崎母親クラブ等の協力を得て、交通安全運動の徹底を目指し、当日は、通行中の車輛を呼び止め、運転手に記念品を贈呈し、安全運動を呼びかけました。町交通安全協会では5月16日と20日にも、集中街頭指導に乗り出し、事故のない安全で住みよい環境づくりのため、交通安全思想の普及に努めました。

◆スローガン◆

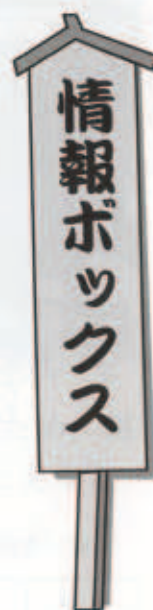
“思い出も笑顔も守るチャイルドシート”



児童も一役買って交通安全運動を展開

◆運動重点◆

- (1)子供と高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
- (2)シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底



募集します

えひめ女性財団では、男女共同参画社会づくりをめざして自主的に活動している女性グループ・団体に対して、支援をしています。①②③のいずれかをお選びの上、ご応募ください。

- ①継続活動への助成：活動経費の5分の4以内で、10万円を限度とします。
- ②講演会等への助成：講演会等の開催経費の5分の4以内で、3万円を限度とします。
- ③講師派遣事業：講演会等へ講師を派遣します。講師謝金及び旅費をえひめ財団が負担します。

募集期間は

- ①継続活動への助成
平成15年6月30日まで（当日消印有効）
- ②講演会等への助成、③講師派遣事業
平成16年2月末まで随時（開催日の1ヵ月前までに申請してください。）ただし、国、県、市町村等他の団体から助成を受けている活動は対象となりません。

詳しくは愛媛県女性総合センター内
（財）えひめ女性財団

電話089-927-5111までお問い合わせください。

ご存じですか？

6月は「男女雇用機会均等月間」です！

職場における実質的な男女均等扱いを実現するために、企業は、性別によることなく、個々人の意欲、能力、適性に基づく公正な取り扱いを行うとともに、女性労働者が能力を十分発揮し活躍するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を進めることが重要です。そして、女性自身も仕事に積極的にチャレンジすることが望まれます。（月間テーマ）

「トップは決断 女性もチャレンジ
ーポジティブ・アクションで男女ともに活躍をー」
（月間記念行事）

平成15年6月3日（火）13：30～16：00
松山市本町1丁目1-1 南海放送本町会館

○基調講演 事例発表等セミナー

問い合わせ先

愛媛労働局雇用均等室
〒790-0811 松山市本町2丁目1-7
電話 089-935-5222 FAX 089-935-5223

平成15年 心配ごと相談所・法律相談日

開設月日	曜日	時間	場所	備考
15. 6. 20	金	午前9：30 ～12：00	正野集会所	
「. 7. 18	金	午前9：30 ～12：00	三崎町民会館	
「. 8. 22	金	午前9：30 ～12：00	名取集会所	
「. 9. 19	金	午前9：30 ～12：00	三崎町民会館	法律相談を含む
「. 10. 17	金	午前9：30 ～12：00	松集会所	
「. 11. 21	金	午前9：30 ～12：00	大佐田集会所	
「. 12. 19	金	午前9：30 ～12：00	明神集会所	
16. 1. 16	金	午前9：30 ～12：00	三崎町民会館	法律相談を含む
「. 2. 20	金	午前9：30 ～12：00	串集会所	
「. 3. 19	金	午前9：30 ～12：00	井野浦集会所	

- ◆ 法律相談は弁護士が対応します。
- ◆ 日程は変更する場合がありますので、保健福祉課（福祉係）までお問い合わせ下さい。

参加者募集

日本小型自動車振興会補助事業 「青少年国際交流キャンプ」
～日本・アメリカ・インドネシアの子どもたちが富士山のふもとに集合！
みんな一緒に楽しいキャンプ、新しい友だちとワイドに遊ぼう～

期 間 7月30日～8月3日（4泊5日）
場 所 山梨県山中湖村営山中湖キャンプ場
対 象 と 定 員 小学4年生～中学3年生220名 外国人40名
（このキャンプは障害を持った方も参加いただけます。まずはご相談ください。）

内 容 富士登山、レクリエーションタイム、野外炊飯、アンダー
スタースリーピング、ワイドゲーム、もぎ店屋台村など

申し込み締切り 7月4日（金）先着順受付

参加費 ★

事業説明会 ★

お問い合わせ・資料請求先

文部科学省所管 （財）国際青少年研修協会 電話03-3359-8421

E-MAIL info@kskk.or.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-1-1大村ビル三階

★印の項目は、出発地によって異なりますので、

（財）国際青少年研修協会へお問い合わせ下さい。

戦没者等の妻及び父母等の皆様へ

ー特別給付金が継続支給されますー

- 平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻の方で、次のいずれかの要件を満たす方に額面200万円の特別給付金が支給されます。
 - ・ 第十七回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の妻
 - ・ 昭和38年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻
- 平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格を有し、かつ、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった戦没者の父母等の方で、次のいずれかの要件を満たす方に額面100万円の特別給付金が支給されます。
 - ・ 第十九回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者の父母等
 - ・ 昭和42年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は資格を有する戦没者の父母等で、かつ、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に子も孫もなく、その後、子又は孫を有するに至らなかった方
- 請求期限は、平成18年3月31日までです。
- 請求手続き及び内容の詳細につきましては、役場保健福祉課（電話54-1111）までお問い合わせください。

社会教育だより

発行者
三崎町
教育委員会

三崎の春を満喫

歩こう大会でさわやかな汗



出発式での教育長挨拶



元気よくボランティアをしています。

菊池美知夫さんに精錬所跡地について真剣に説明を受けています。



今年も参加者は少なめでしたが、毎年参加をして頂いている一般の方、初めての児童・子供まで参加者全員で三崎の春を感じた一日でした。

朝食は、ムーンビーチで持参したお弁当を食べながら、さわやかな風をお腹いっぱい吸い込みました。その後、宝探し等のゲームをして楽しい時間を過ごし、三崎までの帰路につきました。

5月10日(土)、本年度最初の行事「歩こう大会」が実施されました。当日は、五月晴れの一日で参加者は5月の太陽を全身に浴び総合体育館から空き缶拾いのボランティアをしながら目的地の井野浦「精錬場」までの7キロほどの道のりを約2時間ほどかけて元気よく歩きました。現地では、三崎町の文化財には、指定はされていないが文化遺産である精錬所跡地を生涯学習課の職員より説明を受けながら全員で見学をしました。保存状態が良いのに驚いていました。

完歩書を手記に記念写真



精錬所跡地



教育委員会こよみ (6月)

- 2日(月) 町連合小学校社会見学(4年生)
- 11日(水) 正野小学校参観日
- 13日(金) 三崎小学校参観日
- 15日(日) 三崎高等学校運動会
- 20日(金) 串小学校参観日
- 21日(土) スポーツ少年団大会(午後実施予定)
- 三崎中学校参観日

- 30日(月) 町連合小学校大洲自然の家
(6月30日~7月2日)



子どもたちの明るい未来のために

平成15年度 三崎町教育総会開催される

4月15日(火)三崎小・中体育館において三崎町教育総会が実施されました。三崎町教育会のスローガンは、昨年と同様に「あかるいあいさつ・まなぶよろこび」を掲げ、小・中・高校先生方が一体となって心豊かな子どもたちの育成と学校教育の充実のため、本年度の研修や行事の計画を話し合いました。

平成15年度 努力目標及び方針として

- 小・中・高の一貫性に立った三崎教育の充実と発展をめざして、教育研究活動を推進する。
- 研修活動の重点化・活性化
- 豊かな体験活動推進事業、ふるさと学習の推進
- 総合的な学習の時間、道徳教育、情報教育、人権教育、健康教育、環境教育、国際理解教育、福祉教育の推進
- 小・中・高の交流、及び他校との合同研修の推進

以上が承認され、三崎町の特徴を生かした交流・合同研修を行い総合的な学習を生かし、体験活動の推進などが決議され、平成15年度の教育会が発進しました。また、本年度の役員も審議され以下の方々が承認されました。



三崎町教育会新役員紹介

- | | | |
|------|---------|-------|
| 会長 | 三崎小学校長 | 田村ヤエ子 |
| 副会長 | 二名津小学校長 | 二宮照夫 |
| 〃 | 三崎高等学校長 | 堀田利知 |
| 研究部長 | 串小学校長 | 浅野尚也 |
| 監事 | 正野小学校 | 杉山幸子 |
| 〃 | 串小学校 | 中井和 |

子育て学習の全国展開事業

4月18日(金)9時30分から保健センターで第一回の子育て支援事業が開かれました。平成15年度事業の日程が発表され、お母さん方に日程表が配布されました。本日の内容は、みんなで作ろう(工作)と題して保健師さんの指導のもとカエルさんを全員で作りました。



お母さんと工作の共同作業



工作完成披露

子どもと共に歩むPTA活動を目指して

平成15年度三崎町PTA連合会総会開かれる

4月23日(水)、午後7時より三崎町民会館4階において三崎町PTA連合会総会が行われました。PTAの役員さんは、町内の各保・小・中・高から選出され本会に出席をし平成15年度の活動方針事業計画・予算等について、話し合われました。



三崎町PTA連合会新役員紹介

会長	阿部吉保(串)
副会長	長生茂之 (二名津小会長)
〃	金澤幸子 (三崎小副会長)
監事	松下正人 (正野小会長)
事務局	井上哲男 (串中教頭)

西宇和群体育指導員 総会並びに研修会



平成15年度 西宇和郡体育指導委員協議会

4月19日(土) 14時から三崎町民会館4階において西宇和郡体育指導委員協議会総会並びに研修会が行われました。郡会長 田丸与七郎の開会の挨拶の中に西宇和郡体育指導員協議会としての、総会は本年度が最後になりますと開会挨拶がなされました。

15年度の基本方針

○ 住民参加のスポーツを推進し、スポーツ活動を通して健康で豊かな地域社会づくりに務める。

努力目標

- 住民の健康増進に努め、軽スポーツの普及を図る。
 - 実技、審判講習、研修会、情報交換を行い体育指導委員として資質の向上を図る。
 - 郡内体育指導委員相互の連絡調整を図る。
 - 西宇和郡体育大会、愛媛スポレク祭(地方大会)を成功させる。
- 平成14年度事業報告及び決算報告、及び、平成15年度活動計画・事業計画・予算等について、話し合われて承認され、西宇和郡体育指導委員協議会が発進されました。また、本年度の役員も審議され以下の方々が承認されました。

平成15年度 西宇和郡体育指導委員協議会役員名簿

会 長	田丸与七郎	(伊方町)
副 会 長	二宮政明	(保内町)
理 事	峯本安彦	(瀬戸町)
"	宮川治夫	(三崎町)
"	西中武夫	(三瓶町)
監 事	西中武夫	(三瓶町)
顧 問	兵頭正綱	(三瓶町)
"	久保田幸一	(三瓶町)
事務局長	緒方清治	(八教)
会 計	小玉敏子	(郡町教委連)

三崎町体育指導委員紹介

(任期：平成14年4月1日～平成16年3月31日)

宮川治夫	三崎(代表理事)
岡上実	名取
阿部勇二	串
梶原幹雄	串
小西直人	大佐田
山本太美江	三崎
眞田八重子	三崎
松澤清子	名取

平成15年度 三崎町社会教育委員会・公民館運営審議会開催



三崎町社会教育委員・公民館運営審議会委員の紹介

阿部康茂	三崎	神主(会長)	中村博道	三崎	商業(副会長)
川名音次郎	名取	三崎中学校長	二宮照夫	二名津	二名津小学校長
田村ヤエ子	二名津	三崎小学校長	堀田利知	三崎	高等学校長
西谷傳	名取	農 業	小林征子	二名津	主 婦
中村ユキ子	大佐田	農 業	阿部吉馬	串	漁 業
岡本健	三崎	堀田建設	増田克仁	二名津	建 材 店
石崎アサ子	三崎	主 婦	松澤清子	名取	主 婦

5月6日(火) 13時30分、庁舎2階第1会議室において三崎町社会教育委員会・公民館運営審議会が開催されました。委員任期が15年3月31日までとなっていたので新任の委員さんに教育長より委嘱状の交付が行われました。その後、教育長のあいさつ・自己紹介・役員の選出を行い協議事項の教育計画について審議されました。阿部康茂会長のあいさつで閉会された。



平成15年度 三崎町文化財保護審議会開催

4月14日(月)13時30分、庁舎2階第2会議室において、平成15年度文化財保護審議会が開催されました。委員の任期が15年3月31日までとなっていたので新任の委員さんに教育長より委嘱状の交付が行われました。教育長のあいさつの後、会長の選任及び職務代理者の指名がなされた結果、会長に堀内駒夫氏・職務代理者に阿部康茂氏に決まりました。堀内議長により平成15年度活動計画・研修視察・三崎町文化財の見直し等について協議が行われました。研修視察については、合併問題等も有りますので瀬戸町・伊方町の文化財等を知っておく必要があるので、今年度の視察研修は瀬戸町・伊方町に行くことで決まりました。

三崎町文化財保護審議会委員の紹介

堀内駒夫	申 (会長)
阿部康茂	三崎 (職務代理者)
若松富雄	明神
山本義麿	三崎
菊池正朔	正野
谷川健次郎	三崎
小林文夫	二名津
平箸善幸	三崎
川口昇一	三崎
小林絹久	名取

あみだ句会作品(新春句会より)

野も山も一気に春へつなく雨 松本ツタ子
 採種梅雨柑畑いちめん青畳 山本マスエ
 病む友に心馳せるや春の海 西上ミツヨ
 リハビリに汗する日々の花だより 阿部ヨシ子
 鯉のぼり下の菜の花祝うこと 菊池タツエ
 チューリップ微笑み吾にくれる日々 中村千代香
 盛り上がる花見の宴に時忘れ 池上松子
 みどり濃くしっつけ濃くする若葉 池上馨

《お知らせ》

“スタッフ募集!!”

西宇和郡公民館連絡協議会では、本年度も、「佐田岬13里見て歩き」を左記の日程で予定しています。
 そこで、この間子ども達とともに活動してくれるスタッフを募集しています。興味と関心のある方、連絡をお待ちしております。

◇実施日 8月18日(月曜日)～20日(水曜日)

◇区間 三瓶町～三崎町

◇行程 1日目 三瓶町～伊方町(宝貝キャンプ場泊)

2日目 伊方町～瀬戸町(神崎ブリーズハウス)

3日目 瀬戸町～三崎町

◇問い合わせ 三崎町教育委員会生涯学習課

☎ 〇八九四一五四一一一

6月の行事

日	曜日	行事等	場所	時間
2	月	骨粗鬆症予防教室	正野集会所	13:30~15:00
4	水	当番司法書士事務所	町民会館2F会議室	13:30~16:00
5	木	病態栄養相談	役場	9:00~14:00
6	金	乳児相談	保健センター	13:15~13:30(受付)
		不用犬買い上げ日	町民課	8:30~10:00
12	木	肺・胃・大腸がん検診	総合体育館	7:00~9:00
		肺がん検診・基本健診		9:30~10:30
		肺がん検診・基本健診	佐田集会所	13:30~14:30
13	金	肺・胃・大腸がん検診	保健センター	7:00~9:00
		肺がん検診・基本健診		9:30~10:30
		肺がん検診・基本健診	高浦集会所	13:30~14:30
17	火	串ふれあい広場	串集会所	13:30~15:00
18	水	当番司法書士事務所	町民会館2F会議室	13:30~16:00
19	木	清見クラブ	町内	9:30~15:00
20	金	子育て支援広場	保健センター	9:30~11:00
		心配ごと相談所・法律相談日	正野集会所	9:30~12:00
		不用犬買い上げ日	町民課	8:30~10:00
24	火	1歳6カ月児健診	保健センター	13:15~13:30(受付)
25	水	町県民税第1期分定期徴収	与修集会所	9:30~15:00
26	木	町県民税第1期分定期徴収	正野集会所	9:30~12:00
			正野出張診療所	
27	金	こころの健康相談	町民会館2階	13:00~14:00

6月の気象

(資料・気象庁)

◇梅雨入り

平成では6月には、九州地方南部から東北地方北部まで梅雨に入ります。

梅雨入りといっても、ある日を境にしてはつきりと雨の降る日が続く年は少なく、梅雨入り前に比べて曇りや雨の日が多くなり、次第に移り変わる年が多く見られます。

気象庁は、過去数日間の天気経過と週間天気予報によるこれから数日間の天気経過の予想を比較して、晴天から曇雨天へ移り変わる中間の日を梅雨入りとしています。関東・甲信地方を担当する気象庁本庁のほか、各地方を担当する9気象台から、「〇〇地方は、6月〇日ごろ梅雨入りしたと見られます。」のような梅雨に関する天候情報を発表しています。

◇大雨

6月は春に比べて気温が高く、大気が水蒸気を多量に含むようになり、大雨が降りやすくなります。地元の気象台が発表する警報や気象情報に注意して、災害に備えて早めに対策を取りましょう。

最近の6月の大雨の例としては、平成11年6月23日から7月3日にかけて梅雨前線の活動が活発になり、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨が降りました。

また、6月は梅雨前線による大雨のほかに、台風による大雨が発生する年もあります。平年値による6月の台風の発生は2個、沖縄地方への接近が1個ですが、平成9年の6月には3個発生して2個が日本に接近し上陸しました。

人の動き

世帯数 1,711戸
人口 4,152人
男 1,935人
女 2,217人
(平成15年4月30日現在)

	男	女	計
転入	18	12	30人
転出	8	13	21人
出生	1	0	1人
死亡	4	3	7人
結婚	1組		

(平成15年4月1日~30日)

6月の休日急患

1日	二名津診療所	54	0743
8日	山下医院	54	0073
15日	門田医院	54	0034
22日	串診療所	56	0032
29日	二名津診療所	54	0743

編集日記

フェリーで船上から眺める三崎港、ひときわ目立つ巨樹、因指定の天然記念物「あこう樹」だ。県道佐田岬三崎線の駐在所や保健センター前にそびえる3本(串寄りに、もう一本あり)ツツノの木に似た実や葉が、一面に落下する。雌雄があるのか判明せずであるが、落葉(果)期がずれる個体ありか。宮崎の青島辺りの亜熱帯植物が、台風常襲の豊後水道を北上して漂着したものか。当地には、藤原純友の乱の際に白い花を咲かせた伝説のある「伝宗寺の大楠」も誇りうる地域遺産だ。

三崎の地に屹立し、県道を覆う張り出した長く太い枝、車で通過する際は、その巨大さに目を見張る。黙して語らずであるも、4本の樹木はお互いに下界を眺めつつ、語り合っているのでは、残念至極。足があれば佐田岬半島をひとまたぎできるのに、と!